

平成25年度 第1回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成25年4月16日(火) 午前10時～11時30分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長兼任用課長	稲田将
給与課長	新高謙一	係長	遠藤公亮
係長	向井京子	係長	有岡博己
係長	河村淳		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成25年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について

議案第2号 平成25年度鳥取県職員採用試験(民間企業等経験者対象)の実施について

議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第4号 人事委員会規則の一部改正について

議案第5号 平成25年職種別民間給与実態調査の実施について

5 議事の公開・非公開

議案第1号から第4号までを公開とし、議案第5号を非公開とした。

6 議事

1 議案第1号

平成25年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について、事務局が説明し、原案のと

おり決定した。

【説明】

平成26年4月1日採用予定の、平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）を以下のとおり実施しようとするもの。

① 概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職	種	採用予定者数
事務	一般コース	13名程度
	環境コース	1名程度
	総合分野コース	5名程度
社会福祉	福祉コース	1名程度
総合化学	一般コース	1名程度
	食品化学コース	1名程度
薬剤師	公衆衛生コース	1名程度
	調剤コース	4名程度
保健師		1名程度
農業		3名程度
林業		1名程度
土木		6名程度
獣医師		5名程度
	計	43名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

薬剤師及び保健師：昭和53年4月2日以降に生まれた人

獣医師：昭和38年4月2日以降に生まれた人

その他の職種：①昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは平成26年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

※②に該当する人は、9月29日（日）に実施予定の高校卒業程度試験は受験不可。（ただし、警察事務は除く。）

イ 資格・免許等

社会福祉、総合化学（食品化学コース）、薬剤師、保健師及び獣医師には、職種に係る資格・免許等が必要。

ウ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成26年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験内容

ア 事務（総合分野コース）以外

試験種目	配点	内	容
第1次試験	教養試験	150点	[多肢選択式・・・50問 2時間30分] 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
	専門試験	(事務) 160点	一般コース [多肢選択式・・・40問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験

	環境コース		[多肢選択式 20 問及び記述式 5 問 2 時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
		(事務以外の職種) 300 点	[多肢選択式・・・40 問 2 時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
	論文試験	150 点	[1 問 1 時間 30 分] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査
第 2 次試験	人物試験	(事務) 600 点	集団討論及び個別面接による人物についての口述試験
		(事務以外の職種) 600 点	集団討論及び個別面接による人物、専門的知識についての口述試験

イ 事務（総合分野コース）

試験種目	配点	内 容
第 1 次試験	教養試験	200点 [多肢選択式・・・50問 2 時間30分] 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
	エントリーシート	100点 [2 時間] 出題例：①志望理由、②取り組んでみたい仕事、③自己PR、④チャレンジした経験 ※事前提出ではなく、第 1 次試験当日に試験会場で記入。
	論文試験	150点 [1 問 1 時間30分] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	— 職務遂行に関する適性についての検査
第 2 次試験	人物試験	600点 集団討論及び個別面接による人物についての口述試験

- (注) 第 1 次試験で実施する論文試験の評価は第 2 次試験で行う。(第 1 次試験合格者のみ採点。) また、第 1 次試験で実施する適性検査の検査結果は、第 2 次試験の人物試験の参考として使用する。(第 1 次試験合格者のみ判定。)
なお、エントリーシートは、第 2 次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

(4) 試験日程

受付期間		5 月 10 日 (金) ～ 5 月 27 日 (月) (消印有効) (インターネット受付: 5 月 10 日 (金) 午前 0 時～5 月 22 日 (水) 午後 12 時)
第 1 次試験	試験日	6 月 30 日 (日)
	試験会場	鳥取会場: 鳥取大学共通教育棟 米子会場: 鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場: 専修大学神田キャンパス 1 号館 大阪会場: 関西大学千里山キャンパス第 2 学舎 2 号館
	合格者発表	7 月 17 日 (水) (予定)
試験 第 2 次	試験日	8 月上旬～8 月下旬のうち指定する 1 日 (予定)
	試験会場	県庁会議室
	採用候補者発表	9 月上旬 (予定)

② 広報

平成 25 年 4 月 19 日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

【質 疑】

委 員

採用予定者数に関して、以前、退職金が減るということで全国で早期に退職する者が増えている

という話があったかと思うが、それとの関係で欠員が大幅に増えるということはあるか。

事務局

全く影響がないことはないと思うが、大勢が一度に辞めるということはないものと考えている。

委員

その辺りは見込んでいないということか。

事務局

この時点では見込んでいない。

最終的には7月末までに早期退職の募集をするので、それらを踏まえて最終的に合格者数を決めることになる。

委員

事務の一般コースと総合分野コースは、母集団に応じて合格者数の変更があるというイメージでよいか。

事務局

よい。

委員

総合分野コースはPRが重要だと思われる。民間企業就職希望の人も挑戦しやすい。教養試験はあるが、エントリーシートについては対策が要らない。

受験者の裾野を上げたいということが主要目的と理解した。

委員

一般コースの自己紹介書は、総合分野コースのエントリーシートを意識した内容になるのか。

事務局

自己紹介書では幅広く、学歴や人物試験をするに当たっての様々な情報を出してもらうが、エントリーシートではもう少し記載事項を限定して、意欲や経験、自らの強み等をその時々で設定して出題していくというイメージ。

事務局

専門分野はいろいろあるが、県の事務職員として有用性があるということをはっきり書いていただけのような設問にする。

総合分野コースの目的は、法律・経済に偏らない様々な人に来てもらいたいということである。

委員

総合分野コースは、まさに広報が大事だと思うので、しっかり周知を図っていただきたい。

特に今年は、多少景気が上向きになってくるので、広報が大事になってくる。

2 議案第2号

平成25年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成25年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）を以下のとおり実施しようとするもの。

① 概要

(1) 試験の目的

公務部門に民間等の知識・経験を導入し、新たな業務増や政策課題等に対応するとともに、組織・人事の活性化を図る。

(2) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事務	4名程度
土木	1名程度

(3) 受験資格

ア 年齢

昭和 29 年 4 月 2 日以降に生まれた人であること。

イ 資格・職務経験等

(ア) 事務

平成 25 年 4 月 1 日現在で、直近 10 年（平成 15 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日まで）中に、民間企業等（公的団体を含む。以下同じ。）における職務経験を通算して 5 年以上有している人

(イ) 土木

技術士（建設部門、農業部門、森林部門のいずれか）、技術士補（建設部門、農業部門、森林部門のいずれか）又は一級土木施工管理技士の資格を有する人であって、平成 25 年 4 月 1 日現在で、直近 10 年（平成 15 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日まで）中に、民間企業等における土木工事の設計又は監督の職務経験を通算して 3 年以上有している人

なお、職務経験については次のとおり。

- ①「民間企業等における職務経験」とは、社員等として 1 つの民間企業等に常勤（勤務時間がおおむね週 40 時間の就業）として 1 年を超えて継続して就業した期間をいう。
- ②「通算して 5 年（3 年）以上有している」とは、社員等として 1 つの民間企業等に常勤として 5 年（3 年）以上継続して就業した期間（月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなす。）のほか、1 年を超えて継続して就業した期間が複数ある場合に、それらを通算することにより 5 年（3 年）以上となる場合を含む。なお、1 年を超えて継続して就業した期間（※）についても、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなして通算する。

※1 年以内の間継続して就業した後、契約が更新され、同一の民間企業等に就業した場合であって、引き続き継続して就業した場合は、更新後の就業期間を更新前の就業期間に通算することとし、結果として 1 年を超えた場合は、「1 年を超えて継続して就業した期間」として取り扱う。

ウ 国籍要件

日本国籍を有しない人は、就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成 26 年 3 月 31 日までに取得見込みであること。

(4) 試験内容

ア 事務

試験種目	配点	内 容
第 1 次試験	基礎能力試験	[多肢選択式・・・70問 45分] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理等の基礎能力についての筆記試験
	エントリーシート	[2 時間] 出題例：①志望理由、②取り組んでみたい仕事、③自己 P R、④チャレンジした経験 ※事前提出ではなく、第 1 次試験当日に試験会場で記入。
	論文試験	[1 問 1 時間30分] 公務員として必要な識見、思考力、表現力等の能力についての筆記試験
	適性検査	職務遂行等に関する適性についての検査
第 2 次試験	人物試験	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性についての口述試験

イ 土木

試験種目	配点	内 容
第 1 次試験	基礎能力試験	[多肢選択式・・・70問 45分] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理等の基礎能力についての筆記試験

	専門試験	300点	[多肢選択式・・・40問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
	論文試験	150点	[1問 1時間30分] 公務員として必要な識見、思考力、表現力等の能力についての筆記試験
	適性検査	—	職務遂行等に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	300点	個別面接による人物についての口述試験
	専門試験 (口述式)	300点	民間企業等における経験の有用性や専門性、技術力についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)

また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

(5) 試験日程

受付期間		5月10日(金)～5月27日(月)(消印有効) (インターネット受付 5月10日(金)午前0時～5月22日(水)午後12時)
第1次試験	試験日	6月30日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：専修大学神田キャンパス1号館 大阪会場：関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館
	合格者発表	7月17日(水)(予定)
第2次試験	試験日	8月3日(土)・4日(日)(予定)
	試験会場	県庁会議室
	採用候補者発表	9月上旬(予定)

(6) 採用予定時期 平成26年4月1日

(ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることもある。)

② 広報

受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

【質疑】

委員

民間企業(経験者)の受験資格について、高齢者雇用安定法が施行されたが、例えば民間企業を60歳で退職し、この試験にエントリーしたいという希望はないのか。

民間の場合は、60歳で退職してからまた違う会社で雇用して、70歳ぐらいまで勤める人はいる。

そういう人が民間を60歳で退職して残り5年を県の方で、という問合せ等はないか。

委員

県職員で定年で辞めてその後の再任用が非常勤の形式であるなら、民間を辞めて再任用ではないが県の非常勤として働く道があればあった方がよいと考える。

委員

一定の年齢になると給料の多寡ではなく、むしろ「皆さんの役に立ちたい」という人がいるかもしれない。

民間の場合は年金をもらうので、その分給料を下げて雇用できる。仕事ができる上に給料を安くできるというので、民間にとってはプラス面が大きい。

それを県に当てはめても、県にとってもプラスになる。その辺りの問合せが、今後民間から来るような気がする。

事務局

この試験については、法律上定年が60歳であるため、60歳までに最低1年でもということ、受験資格を59歳以下とさせてもらっている。

通常の正職員のような形では制度的にはできないが、非常勤という形では今後出てくるかと思う。

委員

非常勤職員の場合は、今でもある。

委員

おそらく、今後増えてくるのかなと思う。

今は制度上、昭和29年生まれの人が民間を残り1年残して退職してからエントリーするのが最も短くなるものだが、民間を定年まで退職してから県に勤めたいという人が今後出てくると思う。

委員

本当に、今後議論が出てくるかもしれない。

何か議論する機会があれば、そういう意見があったということ伝えてほしい。

3 議案第3号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 申請のあった職

文化財主事（任期付職員）

② 採用予定者数

2名程度

③ 採用予定日

平成25年6月24日

④ 申請理由

埋蔵文化財の発掘調査業務については、その業務の専門性・特殊性から、高度の専門的知識・経験、職務遂行能力が求められる。

そのため、その者が業務に必要な専門的知識・経験を有しているか、それらの知識・経験を業務に活用できるかどうかといった点に着目し、専門試験、論文試験、実技試験及び人物試験により総合的に評価する必要がある。

⑤ 選定方法

教育委員会において採用候補者選考試験を実施。

(1) 試験内容

- ・専門試験：文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験（多肢選択式）
- ・論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・実技試験：土器の実測に関する実技試験
- ・人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

(2) 受験資格

次のいずれかに該当する人

- ・大学又は大学院で考古学又は歴史学を専攻して卒業（修了）した人
- ・大学又は大学院を卒業（修了）したのち、発掘調査員に相当する職に6か月以上従事した経験のある人（ただし、発掘調査補助員及び発掘作業員を除く。）

※年齢要件なし

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

試験の場所は大阪のみとなっているのは。

事務局

今回は東京でも実施したが、受験者が少なかったため、費用対効果を考え、大阪のみにしたとのことである。

なお、担当課のほうでは、関西地方の大学を中心に受験勧奨をしており、今後は九州方面の大学にも訪問することを考えているようである。

委 員

文化財主事の人材に余裕があるところはないだろうか。

そこから期限付きで雇うなどしてはどうか。

事務局

今でも関西方面の団体から応援で出向してきてもらったりはしているようだ。

委 員

大学でしっかり学んだ人が対象なので、任期付きで来られるというかたが少なくなるのではないかと。

委 員

よりたくさんの方の応募があれば、適材も増える。募集のやり方として、妻木晩田遺跡のホームページなどで募集の記事などを掲載していないのか。

そういう分野への意識がある人、興味のある人は、その分野のホームページを見るはず。

そういった広報の仕方も検討してはどうか。

おそらく教育委員会のホームページでも職員募集なら職員募集だけのホームページがあり、妻木晩田遺跡のホームページ等とはリンクしていないだろう。

事務局

意見があったことを伝え、積極的に検討するよう働きかけてみる。

4 議案第4号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則を改正しようとするもの。

① 規則の名称

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

② 改正概要

若桜町及び三朝町において行政組織の改正が行われたことに伴い、若桜町及び三朝町における管理職員等の範囲について所要の改正を行う。

(1) 若桜町の次の職にある職員を新たに管理職員等とする。

機関	職
認定こども園	園長

(2) 若桜町の次の職を管理職員等の範囲から削除する。

機関	職
保育所	所長

(3) 三朝町の次の職にある職員を新たに管理職員等とする。

機関	職
子育て支援センター	センター長

(4) 施行期日は、公布日とする。

【質 疑】

委 員

若桜町は認定こども園に変わったからということで実質的な変更ではないということでしょうか。

事務局

保育所自体は残るが、認定こども園は、法律の規定で保育所と幼稚園を一緒にしたような形態になる。

保育所とは別に、今回幼稚園も新設され、保育所と幼稚園の屋上屋を設けるような形である。

委 員

保育所の上にこども園という組織にしたということか。

そうすると、こども園の園長の下に保育所の所長と幼稚園の園長がいるということか。

事務局

園長に権限を集約されているので、保育所の所長と幼稚園の園長は置かないとのこと。

委 員

了解した。

三朝町の方は配置図を見ると、子育て支援センターのセンター長は部下職員がいないということか。

事務局

相談業務を行うということで、相談員が何名かいる。

委 員

組織的には園長とは同格ということだな。

5 議案第5号

平成25年職種別民間給与実態調査の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

7 次回の人事委員会の開催

平成25年5月10日（金）午前10時から開催することとした。